

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の 次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所について、令和2年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎えることから、引き続き、市民生活における安心の確保と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。

(1) 対象施設

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所

※2020年（令和2年）4月～（仮称）あかしユニバーサル歯科診療所

(2) 選定方法

非公募とします。

現指定管理者である一般社団法人明石市歯科医師会は、市内の80%を超える歯科医療機関の歯科医師が加入している団体です。

当該歯科診療所に関して、これまでも指定管理者として安定運営に尽力されてきましたが、新たに常勤医（2名）の配置による診療日時の拡充、有病高齢者など対象患者の拡大、訪問歯科の実施などを計画されています。

また、ユニバーサル歯科診療所の開設に向けた障害当事者団体との意見交換のなかで、引き続き歯科医師会による運営を望む声をいただいているほか、移転後の歯科診療所との業務提携を予定している明石市立市民病院も、歯科医師会とは良好な関係性を築いており、今後も円滑に連携していきたいとされています。

このように、歯科医師会は当該歯科診療所の運営を通じて本市の歯科口腔衛生の推進の一翼を担う団体であり、今後さらなる市民サービスの向上が期待できることから、公募によらず引き続き選定することとします。

(3) 指定期間

5年間とします。

(4) 利用料金制度

比較的軽症の急病患者の応急的な診療及び予約制による障害者等の診療を目的に設置している施設であり、指定管理者の自律的な経営努力は困難であることから、利用料金制は採用しません。

(5) その他

当該歯科診療所は、令和2年4月に明石市立市民病院の敷地内へ移転するにあたり、診療日時の拡大等市民サービスの拡充を図ります。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和元年10月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示 指定管理者の書類審査
令和元年11月	選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和元年12月	指定議案の提出（令和元年12月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和2年1月～3月	基本協定・年度協定（令和2年度）の締結
令和2年4月	次期指定管理者による管理運営業務の開始